

マイナンバーカード

申請受付

職員が集会所、施設、個人宅などご希望の場所へ訪問し、申請を受付・サポート！

受付日時

平日 午前9時30分～午前11時、午後1時30分～午後4時
(土日祝日を除く)

受付条件

- ① 田舎館村内に住所（住民登録）があること
- ② 初めてのマイナンバーカードの申請であること
(2枚目のカード申請・交付で窓口に来られない方も可)
- ③ 申請者本人が申請場所に来ることができること
(代理人は不可)
- ④ 申請日から2ヶ月以内に村外へ転出の予定がないこと
- ⑤ 使用可能な場所を用意ができること



申請の予約から受け取りまでの流れ

STEP1 出張申請受付の申込

◆希望日の2週間前までに「マイナンバーカード出張申請申込書」提出、もしくは電話での申請となります。

※用紙は、村ホームページと住民課窓口にあります。

STEP2 日程や希望場所の調整

◆ご希望の日時と申請場所の調整をします。

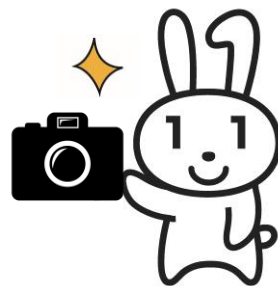
STEP3 申請日当日

◆申請書の記入と写真撮影を行います。

申請する方は下記の本人確認書類A1点、またはB2点をご準備ください。

A：運転免許証、運転免許経歴証明書、パスポート、身体障害者手帳

B：健康保険証、年金手帳、後期高齢者医療被保険者証、介護保険被保険者証
医療費受給者証、診察券（生年月日入り）、学生証



STEP4 カード交付（申請日から1カ月程かかります。）

◆住民課窓口で申請されたご本人へ交付、または指定された場所へ出向いて申請されたご本人へ直接交付します。

◆申込・お問い合わせはこちら◆ 田舎館村役場 住民課 住民係

TEL 0172-58-2111【内線163・164】

裏面もご覧ください

マイナンバーカードの有効期限の更新に関するお知らせ



マイナンバーカードには、カード本体と電子証明書の2つの有効期限があります



電子証明書の更新

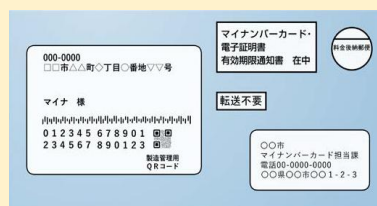
5年ごと（発行から5回目の誕生日に、ICチップ内の電子証明書の更新！

カード本体の更新

10年ごと（発行から10回目の誕生日に、写真も含めてカード本体を更新！
※カード発行時に18歳未満の方は、5年ごとにカード本体の更新になります。

マイナンバーカード本体と電子証明書で更新手続きが異なります

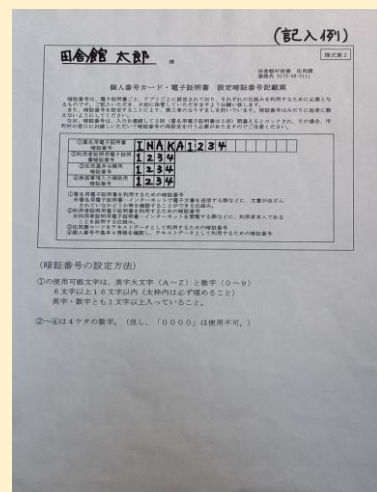
対象者へ有効期限の2～3カ月前を目途に有効期限通知書（右図）が送付されます。
同封のパンフレットをご一読のうえ、お早めに更新の手続きをお願いします。



電子証明書の更新手続き

マイナンバーカードと有効期限通知書を持参して、窓口へお越しください。暗証番号記載票（右図）を保管している方は、更新の手続きがスムーズになりますので、持参してください。 ※暗証番号がわからない方はその場で再設定になります。

代理人が更新手続きをする場合は、照会書兼回答書に必要事項を記入し、封入用封筒へ入れ、顔写真付きの本人確認書類を持ってお越しください。



マイナンバーカード本体の更新手続き

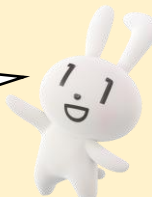
以下のいずれかの方法で、申請が必要です。

- ・窓口
- ・オンライン（スマートフォン、パソコン）
- ・郵送
- ・証明写真機



申請から約1ヵ月後に、交付通知書が届きますので、マイナンバーカードと通知書を持参して窓口へお越しください。

有効期限が切れてから3カ月間はマイナ保険証として使えるよ



◆申込・お問い合わせはこちら◆

TEL 0172-58-2111【内線163・164】 田舎館村役場 住民課 住民係